

市第 153 号議案 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正

<議案の概要>

横浜市市会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、横浜市特別職職員議員報酬等審議会からの答申に基づき、改定を行います。また、これに準じて、教育長等の常勤特別職職員の給料の額及び行政委員会委員等の非常勤特別職職員等の報酬の額についても改定を行います。

1 審議会における審議経過等

- 令和 7 年 10 月 15 日 横浜市人事委員会勧告
11 月 26 日 横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正議決
令和 8 年 1 月 20 日 審議会開催（第 1 回）
1 月 27 日 審議会から報告「議員報酬及び市長・副市長の給料を引き上げるべき」
2 月 5 日 審議会開催（第 2 回）
2 月 16 日 審議会から「引上げ額等」の答申
前回議員報酬等が改定された平成 23 年度以降の区局長級職員の給与改定率の累積である 3.02% を基準として改定

2 改正する条例

(1) 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例【改正条例第 1 条】

議長、副議長、委員長、副委員長、議員の議員報酬の額を改定します。

(2) 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例【改正条例第 2 条】

市長、副市長、教育長、常勤監査委員、秘書の給料の額及び公営企業管理者の給料月額の上限額を改定します。

(3) 横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例【改正条例第 3 条】

教育委員会委員、市・区選挙管理委員会委員、監査委員（識見を有する者・議員）、人事委員会委員、農業委員会委員、その他非常勤特別職の報酬額及び非常勤特別職職員の報酬（日額・月額）の上限額を改定します。

(4) 横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例【改正条例第 4 条】

会計年度任用職員の報酬（日額・月額）の上限額を改定します。

【改正条例による主な改定額一覧表】

	職	現行の 給料・報酬額	改定後の 給料・報酬額	差 額
第1条	議 長	1,179,000円	1,215,000円	36,000円
	副 議 長	1,061,000円	1,093,000円	32,000円
	委 員 長	983,000円	1,013,000円	30,000円
	副委員長	973,000円	1,002,000円	29,000円
	議 員	953,000円	982,000円	29,000円
第2条	市 長	1,599,000円	1,647,000円	48,000円
	副 市 長	1,285,000円	1,324,000円	39,000円
	教 育 長	940,000円	968,000円	28,000円
	常勤監査委員	908,000円	935,000円	27,000円
	秘 書	477,000円	491,000円	14,000円
	公営企業管理者の 給料月額の上限額	1,067,000円	1,099,000円	32,000円

	職	現行の 給料・報酬額	改定後の 給料・報酬額	差 額
第3条	教育委員会委員	355,000円	366,000円	11,000円
	市選管委員会委員	275,000円	283,000円	8,000円
	区選管委員会委員	135,000円	139,000円	4,000円
	監査委員（識見を有する者）	355,000円	366,000円	11,000円
	監査委員（議員）	92,000円	95,000円	3,000円
	人事委員会委員	355,000円	366,000円	11,000円
	農業委員会委員	34,000円	35,000円	1,000円
	非常勤特別職職員の 報酬月額の上限額	49,000円	50,500円	1,500円
第4条	非常勤特別職職員の 報酬月額の上限額	884,000円	911,000円	27,000円
	会計年度任用職員の 報酬月額の上限額	49,000円	50,500円	1,500円
	会計年度任用職員の 報酬月額の上限額	884,000円	911,000円	27,000円
	会計年度任用職員の 報酬月額の上限額	884,000円	911,000円	27,000円

(5) 市長の給料の額に関する特例【附則】

市長の給料の額については、現任中に限り、改定前の額（1,599,000円）とします。

3 施行期日

令和8年4月1日